

不在者投票することができる病院等の指定等の概要

(平成29年3月 北海道選挙管理委員会事務局)

1 指定することができる施設

公職選挙法施行令第55第2項に基づき、不在者投票を行うことができる施設として、都道府県選挙管理委員会が指定できる病院等は次のとおりである。

- ①病院
- ②老人ホーム
- ③原子爆弾被爆者養護ホーム
- ④身体障害者支援施設若しくは保護施設

○「病院」

医療法第1条の5により、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものとされている。

※ 「病院」とは、医療法にいう病院のみならず、介護保険法にいう介護老人保健施設を含むとされている。(介護保険法第106条)

介護老人保健施設～要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたもの

○「老人ホーム」(公職選挙法施行令第50条第1項に定義)

老人福祉法第5条の3に規定する (1)老人短期入所施設、(2)養護老人ホーム、(3)特別養護老人ホーム、(4)経費老人ホーム 及び老人福祉法第29条に規定する (5)有料老人ホーム

→(1)老人短期入所施設

法第10条の4第1項第3号の措置に係る者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設。

→(2)養護老人ホーム

法第11条第1項第1号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設。

→(3)特別養護老人ホーム

法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設。

→(4)軽費老人ホーム

無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設(第二十条の二の二から前条までに定める施設を除く。)

→(5)有料老人ホーム

老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活支援事業を住居その他厚生労働省令で定める施設でないもの。

※ (介護の提供・食事の提供・家事・健康管理のいずれかのサービスの提供を行うサービス付き高齢者向け住宅を含む。)

○「身体障害者支援施設」(公職選挙法施行令第50条第1項に定義)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に規定する障害者支援施設及び同条第27項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設。

○「保護施設」(公職選挙法施行令第50条第1項に定義)

生活保護法第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設

2 道選管における指定基準

北海道選挙執行規程において、不在者投票を行うことができる病院等の指定基準を次のとおりとしている。

第16条 令第55条（不在者投票管理者）第2項及び第4項第2号の規定により道委員会が指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設又は保護施設（以下本条中「病院等」という。）の基準は、次のとおりとする。

- (1) 患者収容施設が30人以上の規模を有する病院
- (2) 収容定員が30人以上の規模を有する老人ホーム
- (3) 収容定員がおおむね50人以上の規模を有する身体障害者支援施設
- (4) 収容定員がおおむね50人以上の規模を有する保護施設

なお、単独施設では指定基準を満たさない施設についても、複数の施設の定員数を合わせると指定の基準を満たし、不在者投票事務を適正に執行できる管理能力があると判断される場合は、指定を行うこととしており、その検討にあたっては下記の事項を踏まえることとしている。

- (1) 施設の形態
隣接している、同じ敷地内にある又は同じ建物内にある施設があり、当該施設の定員数が基準を満たすか。
- (2) 施設の管理者
当該施設の施設長（不在者投票管理者となる者）が同一であるか。
- (3) 不在者投票の管理体制
不在者投票を行う職員の人数等から考えて、不在者投票事務を適正に執行できる管理能力があると判断されるか。（職員の併任の有無）
- (4) 施設管理者の意向
施設利用者の選挙権を最大限保障する観点から、不在者投票施設の指定を希望しているか。

3 指定の手続き

市区町村選挙管理委員会の報告等に基づき、必要に応じて ①指定 ②指定の変更 ③指定の解除 の決定を北海道選挙管理委員会で行い、決定後、直ちに告示している。委員会におけるこれらの審査内容及び審査方法は次のとおりである。

審査内容	審査方法
①指定する病院等が、公職選挙法施行令に規定する施設であるか	・市区町村からの報告書 ・施設の開設にあたっての許可書、認可書、設置届出済書など
②指定する病院等が、道選管執行規程に規定する基準を満たしているか	・市区町村からの報告書 ・施設の開設にあたっての許可書、認可書、設置届出済書など
③指定する病院等において、不在者投票を実施できる施設、及び体制となっているか	・不在者投票指定施設となることの施設開設（設置）者の承諾書 ・不在者投票を行う場所、その面積 ・不在者投票事務に従事する職員数